

船舶インシデント調査報告書

平成28年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成28年7月22日 10時45分ごろ
発生場所	長崎県西海市 ^{ききと} 崎戸島南西方沖 御床島 ^{みとこ} 灯台から真方位124° 1,150m付近 (概位 北緯33° 00.2′ 東経129° 32.8′)
インシデントの概要	プレジャーボート ^{たいよう} 太洋丸は、航行中、冷却清水温度上昇の警報が鳴って主機が運転できなくなり運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年7月25日、主管調査官（長崎事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 太洋丸、5トン未満（長さ6.66m）
船舶番号、船舶所有者等	292-44667長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風速 約1.7m/s、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過	<p>本船は、主機を微速力前進にかけて航行中、冷却清水温度上昇の警報が鳴り、煙突から黒煙が出ていたので、船長が、機関室内を点検したところ、主機の冷却清水が噴出しているのを認め、主機を停止した。</p> <p>本船は、巡視艇と知人の船舶により定係地に^い航され、機関修理業者が主機を確認したところ、冷却海水ポンプのゴム製インペラ（以下「本件インペラ」という。）の羽根が全て欠損していた。</p> <p>冷却海水ポンプのインペラは、船舶整備業者により、平成12年4月の進水後、約680時間（運転時間、以下同じ。）経過した平成15年11月に1回目の交換が行われ、その後、約650時間経過した平成20年4月に2回目の交換が行われており、本件インペラは、本インシデント時、2回目の交換から約660時間使用されていた。</p>
分析	<p>本船は、本件インペラの羽根が欠損したことから、海水が供給されずに冷却清水を冷却できず、冷却清水の温度が上昇し、主機の運転ができなくなり運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本件インペラは、長期間の使用によって劣化し、羽根が欠損したものと考えられる。</p>
原因	本インシデントは、本船が、本件インペラの羽根が欠損したため、海水が供給されずに冷却清水を冷却できず、冷却清水の温度が上昇し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられ

	る。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 冷却海水ポンプのゴム製インペラは、適切な時期に点検及び整備を行うこと。